

《 豊田市子ども条例の構成 》

前 文

【子どもの尊厳】 【大人の責務】 【子どもにやさしいまちづくり】 【条例制定の趣旨】

第 1 章 総 則

【第 1 条 条例の目的】 【第 2 条 用語の定義】

第 3 条

【市（行政）の責務】
【保護者の責務】 【育ち学ぶ施設の責務】
【市民及び事業者（地域）の責務】

第 2 章 子どもにとって大切な権利

【◎子どもの権利と責任】
【①安心して生きる権利】 【②自分らしく生きる権利】
【③豊かに育つ権利】 【④参加する権利】

【子どもの権利の保障】

【責務・責任の遂行】

< 子どもにやさしいまちづくり >

第 3 章

家庭における権利の保障
育ち学ぶ施設における権利の保障
地域における権利の保障

【権利の侵害に対する救済・回復】

第 4 章

子どもの権利の周知と学習支援
子育て家庭への支援
特別なニーズのある子ども・家庭への支援
子どものいじめの防止などに関する取組
子どもの虐待の予防などに関する取組
有害・危険な環境からの保護
子どもの居場所づくりの推進
意見表明と参加の促進
◎豊田市子ども会議

【子ども施策の計画・実施・検証の総合化】

第 5 章

子どもの権利の侵害に対する救済と回復

◎豊田市子どもの権利擁護委員

第 6 章

子どもに関する施策の推進と検証

◎豊田市子ども総合計画

◎豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

附 則